

第3章 定年後の収入と支出

1 退職手当制度の概要

(1) 退職手当の支給

退職手当は、勤続に対する報償、生活保障、賃金後払いの要素をそれぞれ有していますが、基本的には、職員が長期間継続して勤務した後に退職する場合の勤続報償としての性格が強いものと理解されており、退職手当は、国家公務員退職手当法（以下「退手法」といいます。）に基づいて支給されます。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、退職手当の全部又は一部が支給されないことがあるほか、支給後であっても返納を求めることができるとされています。

ア 懲戒免職等処分を受けて退職した場合（退手法第12条第1項第1号）

イ 失職した場合（退手法第12条第1項第2号）

ウ 在職期間中の非違行為に係る刑事事件に関し、退職後に禁錮以上の刑に処せられた場合（退手法第14条、第15条及び第17条）

※ 支給後に禁錮以上の刑に処せられた後、返納を求められる前に死亡したときは、相続人に対して納付が求められることがあります。

エ 退職後に、在職期間中の非違行為が発覚し、それが懲戒免職等処分相当の行為であると認められた場合（退手法第14条から第17条まで）

※ 既に職員が死亡している場合には、遺族等に対して支給がされない、又は返納等が求められることがあります。

また、職員が死亡した場合で、次に該当する遺族は、退職手当を受け取ることができません。

- ・ 職員を故意に死亡させた者（退手法第2条の2第4項第1号）
- ・ 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者（退手法第2条の2第4項第2号）

令和5年4月1日以降、定年が65歳へ段階的に引き上げられることに伴い、退職手当については、次の措置が講じられています（以下、引上げ前の定年が60歳の職員の場合を基に説明します。）。

- ① 60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定します。（下記(3)イ関係）
- ② 早期退職募集に応募し、認定を受けて退職する場合の俸給月額の割増率については、当分の間、改正前の制度下で対象とされた年齢と割増率が維持されます。（60歳～64歳の者が応募認定退職する場合は、俸給月額は割増しされません。）（下記(4)ア関係）
- ③ 職員が60歳に達した日後の最初の4月1日から7割水準の俸給月額となる場合も、役職定年による異動（管理監督職勤務上限年齢による降任等）により俸給月額が

減額される場合も、「ピーク時特例」が適用されます。（下記(4)イ関係）

(2) 算定式

退職手当は、次のように計算されます。

$$\text{退職手当} = \text{基本額（退職日の俸給月額} \times \text{退職理由別・勤続期間別支給割合）} + \text{調整額}$$

（注） 1 円未満の端数は切り捨てます。

※ 「退職理由別・勤続期間別支給割合」は、退手法で定められた退職理由別・勤続期間別支給率に調整率を乗じたものです。国家公務員退職手当支給割合一覧（65頁）を参照してください。

(3) 基本額

ア 俸給月額

退手法上の「俸給月額」とは、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」といいます。）に規定する俸給表の額と俸給の調整額（職務の複雑、困難若しくは責任の度や勤務条件が特殊な場合に、俸給表の額を調整（加算）するもの。）との合計額をいいます（地域手当、扶養手当、俸給の特別調整額等の諸手当は含みません。）。

給与法の適用を受けない行政執行法人の職員の場合には、各法人が定める給与規則における、これらに相当するものの額の合計額をいいます。

なお、退職の日に休職、停職、減給その他の理由により、俸給の一部又は全部が支給されていない場合には、これらの理由がないと仮定した場合にその職員が受けるべき俸給月額が、退職手当の算定基礎となります。

イ 退職理由

職員の退職理由は、基本額を算定するに当たり、自己都合、定年・応募認定（58頁の「早期退職募集制度」参照）、死亡、傷病、整理等に区分されています。死亡又は傷病による退職については、公務上と公務外に区分され、更に、公務外の傷病による退職については、通勤によるものと私傷病によるものとに区分されます。

ウ 勤続期間

勤続期間は、上記イの退職理由とともに、退職手当を算定する際の基本的な要素です。

勤続期間は、職員として引き続いて在職した期間（退手法施行令で定める地方公共団体等における在職期間が通算されます。）に基づき、月単位で計算されます（月の途中での採用又は退職については、その月を1月として扱います。）。

在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てられます。

なお、次の場合等には、その期間の全部又は一部を在職期間から除算した期間をもって、勤続期間とします。

<期間の2分の1を除算するものの例>

- ・ 私傷病による休職、刑事休職及び研究休職（ただし、その内容が公務の能率的

な運営に特に資すると認められる場合等を除きます。)の期間

- ・ 懲戒処分による停職の期間
- ・ 育児休業の期間(ただし、子が1歳に達した日の属する月までの期間については、3分の1を除算します。)

＜期間を全て除算するものの例＞

- ・ 職員団体専従休職の期間
- ・ 自己啓発等休業の期間(ただし、その内容が公務の能率的な運営に特に資すると認められる場合等には2分の1を除算します。)
- ・ 配偶者同行休業の期間

【除算期間の計算例】

3月31日から8月28日まで休職等があった場合を例にとると

3月及び8月については、いずれも1日以上勤務日があるため除算の対象とならず、4月から7月までの4月間が除算期間の対象となります。

- ① この期間が、私傷病休職又は停職処分であった場合

$$\text{除算期間} = 4\text{月} \times 1/2 = 2\text{月}$$

- ② この期間が、職員団体専従休職であった場合

$$\text{除算期間} = 4\text{月}$$

(4) 基本額の特例

ア 定年前早期退職者に対する特例(退手法第5条の3)

応募認定、公務上の傷病又は死亡、整理等により退職した者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であること等の要件を満たし、かつ、その年齢が当該者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものについては、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例(定年前早期退職特例措置)が適用され、次に掲げる算式により算定した額が、退職手当の基本額の算定の基礎になります。

$$\text{基本額の算定の基礎となる額} = \text{退職日の俸給月額} \times \{1 + (3\% \text{ (注)}) \times \text{定年年齢までの残年数}\}$$

- (注) 1 給与法の指定職俸給表 1 号俸相当額以上 4 号俸相当額未満の者については、1 年当たりの割増率は 2 % となり、また、4 号俸相当額以上の者については、1 年当たりの割増率は 1 % となります。なお、6 号俸相当額以上の者については、本特例は適用されません。
- 2 「(注) 1」に該当しない者のうち、その者に係る定年年齢と退職の日におけるその者の年齢との差が 1 年である者については、1 年当たりの割増率は 2 % となります。
- 3 令和 5 年 4 月 1 日以降、当分の間、応募認定による退職の場合については、引上げ前の定年から 15 年以内（引き上げ前の定年が 60 歳であった場合は 45 歳）の年齢から、引上げ前の定年（引上げ前の定年が 60 歳であった場合は 60 歳）に達する日前までの間に退職する職員が、特例措置の対象（定年が引き上がっていない退職者を除く。）となります。この場合において、引上げ前の定年に達する日前までの残年数が 1 年である者（局長又は審議官クラスを除く。）の割増率は、3 % となります。

応募認定等による退職者等に係る当分の間の措置の内容等について、給与法の指定職俸給表 1 号俸相当額未満であり、かつ、引上げ前の定年が 60 歳である場合を例として図示すると、次のとおりです。

引上げ前の定年が 60 歳（10 月 2 日誕生日）の場合の例

退 職 日	年 齢	割増率
60歳の誕生日の前日（10月 1 日）～退職日	60歳	なし
59歳の誕生日の前日（10月 1 日）～60歳の誕生日の前々日（9 月 30 日）	59歳	3 %
58歳の誕生日の前日（10月 1 日）～59歳の誕生日の前々日（9 月 30 日）	58歳	6 %
57歳の誕生日の前日（10月 1 日）～58歳の誕生日の前々日（9 月 30 日）	57歳	9 %
⋮	⋮	⋮
45歳の誕生日の前日（10月 1 日）～46歳の誕生日の前々日（9 月 30 日）	45歳	45 %

【早期退職募集制度】

各省各庁の長等は、募集実施要項を職員に周知することにより、早期退職希望者を募集することができます。

1. 2 つの早期退職募集

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図るための募集（1 号募集）

退職時において、その職員に係る定年から 20 年を減じた年齢以上である職員が対象となります。

なお、令和 5 年 4 月 1 日以降の定年の段階的な引上げに伴い、当分の間、退手法施行令附則第 4 項の適用を受ける者にあつては、引上げ前の定年から 15 年を減じた年齢以上であることが要件となります。

(2) 組織改廃等に伴う募集（2 号募集）

当該組織、官署又は事務所に属する職員が対象となります。

2. 募集から退職までの大まかな流れ

(1) 早期退職希望者の募集

各省各庁の長等が、募集対象者全員に対し、募集実施要項を周知して募集します。

<募集実施要項>

- ・年齢、職位、勤務部署その他募集の対象範囲を特定する事項
- ・募集の期間（応募受付期間）
- ・募集する人数
- ・退職すべき期日又は期間等を記載したもの

(2) 応募

応募や応募の取下げは、職員の自発的な意思に委ねられたものであり、各省各庁の長等は、これらを強制してはなりません。

(3) 認定

各省各庁の長等は、応募者に対して、原則として認定します。

(4) 通知

- ・各省各庁の長等は、応募者に対して、認定通知書又は不認定通知書を交付します。
- ・（募集実施要領に退職すべき期間を記載した場合）退職すべき期日を通知します。

(5) 退職（応募認定退職）

- ・各省各庁の長等が指定した日（退職すべき期日）に退職します。
- ・退職手当（自己都合退職よりも割増しされた退職手当（前記(4)ア））を支給します。

イ 俸給月額の変額改定以外の理由により俸給月額が変額されたことがある場合の特例（退手法第 5 条の 2）

在職期間中に、俸給月額の変額改定（いわゆるベースダウン）以外の理由（降格、俸給表間異動等）により俸給月額が変額されたことがある場合において、特定変額前俸給月額（変額日における当該理由による変額がなかったものとした場合の俸給月額のうち、最も高い額）が、退職日の俸給月額を上回るときは、次の①及び②により算出した額の合計額を基本額とする「ピーク時特例」が適用されます。

※ なお、定年の 65 歳への引上げに伴い、退手法附則第 15 項において、60 歳を超えて給与が変額された場合の退職手当の算定に当たり、当該変額は退手法第 5

条の2に規定する俸給月額の変額改定には該当しないものとして、ピーク時特例を適用する旨の規定が設けられています。（前記(1)③関係）

- ① 特定減額前俸給月額に係る減額日の前日に、実際の退職理由と同一の理由により退職したものとみなし、かつ、同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として算定した基本額に相当する額
- ② 退職日俸給月額に、次の（A）の割合から（B）の割合を控除した支給割合を乗じて得た額
 - （A）退職日において、退職日までの勤続期間及び退職日俸給月額を基礎として退職手当を算定した場合の支給割合
 - （B）①の算定に用いた支給割合

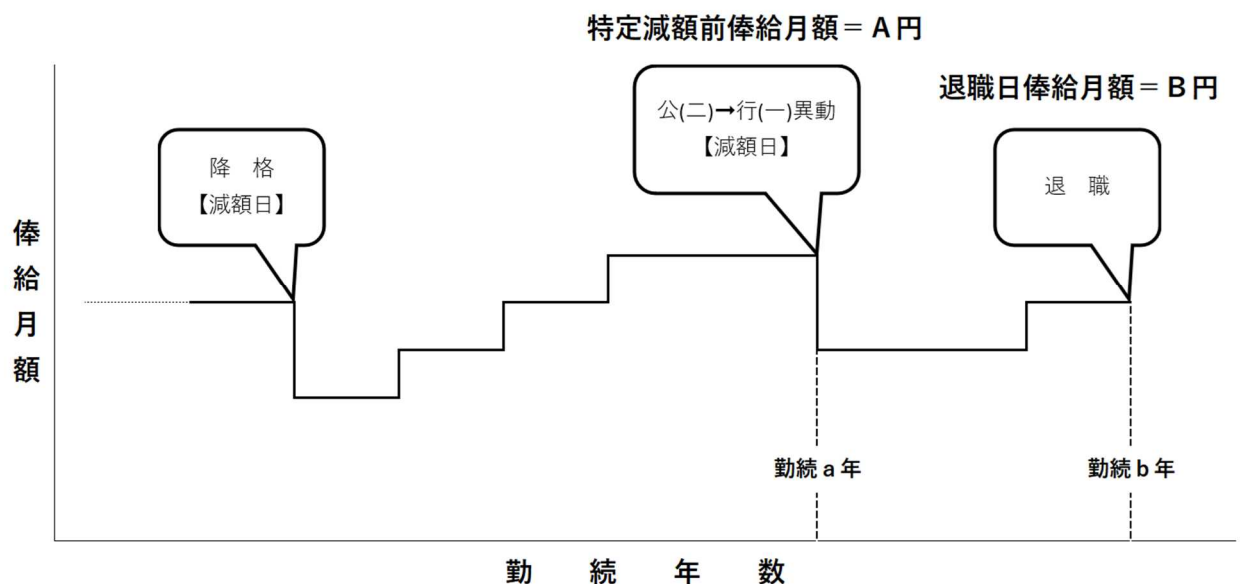
（注1）本特例は、平成17年改正法の施行日（平成18年4月1日）又は適用日である新制度切替日以降に行われた減額が対象となります。

（注2）定年前早期退職特例措置の対象者については、「特定減額前俸給月額」及び「退職日俸給月額」のいずれも割増しの対象となります。

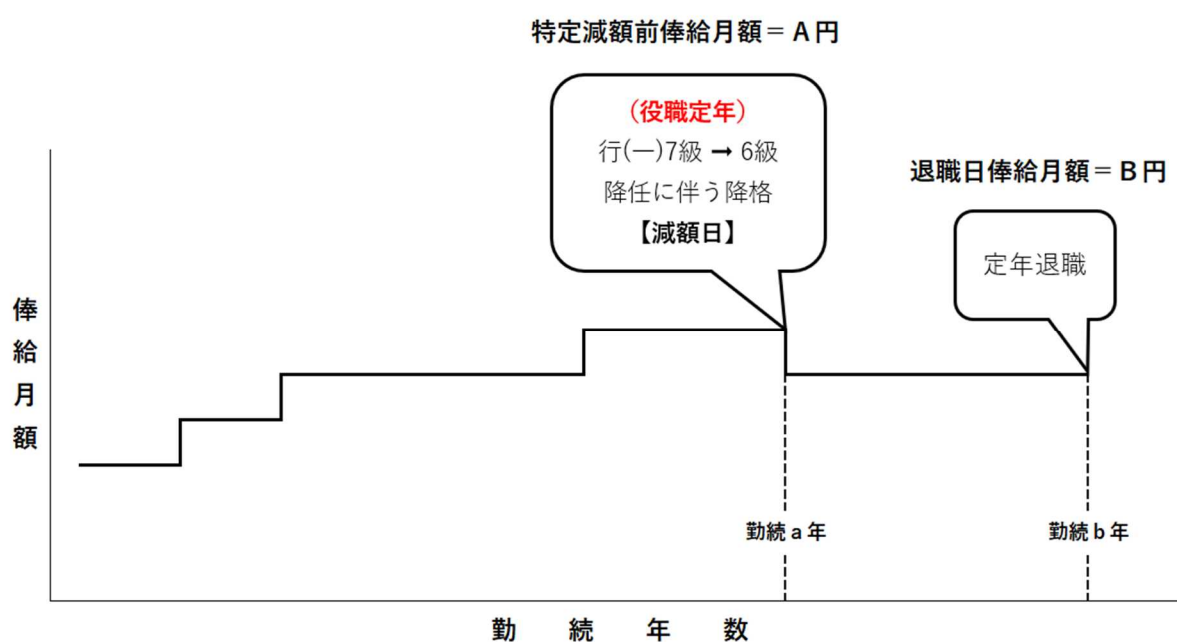
（例）A円＞B円のときに特例を適用

$$\begin{aligned} \text{基本額} = & (\text{A円} \times \text{勤続 a 年を基礎とした支給割合}) + \\ & (\text{B円} \times (\text{勤続 b 年を基礎とした支給割合} - \text{勤続 a 年を基礎とした支給割合})) \end{aligned}$$

・例1：俸給表異動



・例２：役職定年



(5) 調整額

調整額は、在職期間中の貢献度に応じて加算される額であり、基礎在職期間（退手法第 5 条の 2 第 2 項にある「基礎在職期間」）の初日の属する月から末日の属する月までの各月毎に、当該各月にその者が属していた職員の区分（第 1 号区分～第 11 号区分）に応じて定められた額（以下「調整月額」といいます。）のうち、その額が多いものから 60 月分の調整月額を合計した額をいいます。

【退職手当の調整額区分表（給与法適用職員の例）】

区分	対応する職員	調整月額
1	指定職（6 号俸以上）、これに相当する職員	95,400 円
2	指定職（5 号俸以下）、これに相当する職員	78,750 円
3	行（一）10 級、これに相当する職員	70,400 円
4	行（一）9 級、これに相当する職員	65,000 円
5	行（一）8 級、これに相当する職員	59,550 円
6	行（一）7 級、これに相当する職員	54,150 円
7	行（一）6 級、これに相当する職員	43,350 円
8	行（一）5 級、これに相当する職員	32,500 円
9	行（一）4 級、これに相当する職員	27,100 円
10	行（一）3 級、これに相当する職員	21,700 円
11	その他の職員（非常勤職員を含む。）	0 円

（注 1） 勤続期間 9 年以下の自己都合退職者等については、調整額が支給されません。また、勤続期間 1 年以上 4 年以下の退職者（自己都合退職者以外）及び勤続期間 10 年以上 24 年以下の自己都合退職者については、調整額は半額となります。

（注 2） 一定の特別職幹部職員等の調整額は、基本額の 8.3/100 となります。

〈参考〉 他の主な俸給表における調整額の区分例

区分	行政職(二)		専門行政職		税務職		公安職(一)		公安職(二)	
	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲
1										
2										
3			8		10		11		10	
4			7		9		10		9	
5			6		8		9		8	
6			5		7		8		7	
7			4		6		7		6	
8	5	3人以上の職種の長を直接指揮監督する職務に従事していた者	3	俸給の特別調整額五種以上	5		6		5	
9		上記以外の者		上記以外の者	4		5 4	* 1	4	
10	4 3	在級期間が120月を超える者	2		3			上記以外の者 * 2	3	
11		上記以外の者						上記以外の者		
	2				2		特2 2 1		2	

「* 1」については、皇宮警部補以上の階級にあった期間が156月を超える皇宮護衛官、副看守長以上の階級にあった期間が120月を超える刑務官又は警備士以上の階級にあった期間が24月を超える入国警備官に適用されます。

「* 2」については、副看守長以上の階級にあった期間が60月を超える刑務官又は警備士補以上の階級にあった期間が60月を超える入国警備官に適用されます。

(6) 退職手当の計算例

【定年退職で在職中に休職期間のある例】

- ・生年月日：昭和38年（1963年）6月20日（61歳定年）
- ・在職期間：（採用年月日） 昭和61年（1986年）4月4日
（月の途中での採用：1月として算定）
（昇格年月日） 令和4年（2022年）4月1日（5級昇格）
（旧定年退職年月日） 令和6年（2024年）3月31日
（定年退職年月日） 令和7年（2025年）3月31日
（在級年数） 5級：36月、4級：72月
- ・私傷病による休職期間：除算対象期間 7月間
（※ 休職期間は、調整額の算定の基礎となる期間の計算に影響がなかったものとする。）
- ・除算期間：7月÷2＝3.5月
- ・勤続期間：（2025年3月）－（1986年4月）－除算期間（3.5月）
＝39年－3.5月
＝38年8.5月 → 38年（1年未満端数切捨て）
- ・退職理由別・勤続期間別支給割合：47.709（退手法第5条適用）
- ・特定減額前俸給月額（59頁参照）：
行(一)5級73号俸 392,700円（令和6年4月1日時点の俸給月額）…【A】
- ・定年退職日の俸給月額：
行(一)5級73号俸 274,900円（392,700円×0.7）（100円未満四捨五入）…【B】
- ・基本額の計算（ピーク時特例（59頁参照）の適用）：
基本額＝（392,700円【A】×47.709（勤続38年の支給割合））＋（274,900円【B】
×（47.709（勤続39年の支給割合）－47.709（勤続38年の支給割合））
＝（392,700円×47.709）＋（274,900円×0）
＝18,735,324.3円
- ・退職手当支給額：基本額＋調整額
＝18,735,324.3円＋（32,500円×36月＋27,100円×24月）
（※ 調整額は退職日までの期間で計算する。）
＝18,735,324.3円＋1,820,400円
＝20,555,724.3円
＝20,555,724円（1円未満端数切捨て）

【役降りした後に定年退職する例】

- ・生年月日：昭和38年（1963年）6月20日（61歳定年）
- ・在職期間：（採用年月日） 平成2年（1990年）4月1日
（昇格年月日） 令和4年（2022年）4月1日（7級昇格）
（役降り年月日） 令和6年（2024年）4月1日（6級降格）
（旧定年退職年月日） 令和6年（2024年）3月31日
（定年退職年月日） 令和7年（2025年）3月31日
（在級年数） 7級：24月、6級：84月
- ・除算期間：0月
- ・勤続期間：（2025年3月）－（1990年4月）－除算期間（0月）
＝35年－0月
- ・（役降り時）退職理由別・勤続期間別支給割合：46.83015（退手法第5条適用）
- ・（退職時）退職理由別・勤続期間別支給割合：47.709（退手法第5条適用）
- ・特定減額前俸給月額（59頁参照）：行(一)7級30号俸 430,000円（令和6年4月1日時点の降格前の俸給月額）…【A】

- ・ 定年退職日の俸給月額：行(一) 6 級 5 6 号俸 285,700円 (408,100円×0.7) (100円未満四捨五入)・・・【B】

→ 【A】 > 【B】 なので、ピーク時特例 (59 頁参照) を適用

- ・ 基本額の計算 (ピーク時特例 (59 頁参照) の適用) :

$$\begin{aligned}\text{基本額} &= (430,000\text{円} \text{【A】} \times 46.83015 \text{ (勤続34年の支給割合)}) + (285,700\text{円} \text{【B】} \\ &\quad \times (47.709 \text{ (勤続35年の支給割合)} - 46.83015 \text{ (勤続34年の支給割合)}) \\ &= (430,000\text{円} \times 46.83015) + (285,700\text{円} \times 0.87885) \\ &= 20,136,964.5\text{円} + 251,087.445\text{円} \\ &= 20,388,051.945\text{円}\end{aligned}$$

- ・ 退職手当支給額：基本額＋調整額

$$\begin{aligned}&= 20,388,051.945\text{円} + (54,150\text{円} \times 24\text{月} + 43,350\text{円} \times 36\text{月}) \\ &\quad (\text{※ 調整額は退職日までの期間で計算する。}) \\ &= 20,388,051.945\text{円} + 2,860,200\text{円} \\ &= 23,248,251.945\text{円} \\ &= 23,248,251\text{円} \text{ (1 円未満端数切捨て)}\end{aligned}$$

【引上げ前の定年が 60 歳の職員が応募認定退職制度に応募し、53 歳で応募認定退職する場合の例 (※令和 5 年 4 月 1 日以降の当分の間の措置の場合)】

- ・ 在職期間：(採用年月日) 平成 7 年 (1995年) 4 月 1 日
(昇格年月日) 令和 6 年 (2024年) 4 月 1 日 (5 級昇格)
(退職年月日) 令和 8 年 (2026年) 3 月 31 日
- ・ 旧定年年齢 (60 歳) までの残年数：7 年
- ・ 勤続期間：(2026 年 3 月) - (1995 年 4 月) = 31 年
- ・ 退職理由別・勤続期間別支給割合：42.31035 (退手法第 5 条適用)
- ・ 退職日の俸給月額：行(一) 5 級 70 号俸 405,300円
- ・ 退職手当支給額：基本額 (退職日の俸給月額 × (1 + 3% × 残年数 (7 年))
× 支給割合 (42.31035) + 調整額
= 405,300円 × (1 + 21%) × 42.31035
+ (32,500円 × 24月 + 27,100円 × 36月)
= 22,505,145.6745円
= 22,505,145円 (1 円未満端数切捨て)

国家公務員退職手当支給割合一覧（※平成 30 年 1 月 1 日～、調整率を乗じた後のもの）

勤続年数	法第 3 条			法第 4 条	法第 5 条	
	自己都合	(11 年未満勤続) 定年・応募認定退職(1 号)・任期終了・事務都合退職・公務外死亡・通勤傷病等	公務外傷病 (通勤傷病を除く)	(11 年以上 25 年未満勤続) 定年・応募認定退職(1 号)・任期終了・事務都合退職・公務外死亡・通勤傷病等	整理・応募認定退職(2 号)・公務上死亡・公務上傷病	(25 年以上勤続) 定年・応募認定退職(1 号)・任期終了・事務都合退職・公務外死亡・通勤傷病等
1	0.5022	0.837	0.837		1.2555(3.6a)	
2	1.0044	1.674	1.674		2.511(4.5a)	
3	1.5066	2.511	2.511		3.7665(5.4a)	
4	2.0088	3.348	3.348		5.022(5.4a)	
5	2.511	4.185	4.185		6.2775	
6	3.0132	5.022	5.022		7.533	
7	3.5154	5.859	5.859		8.7885	
8	4.0176	6.696	6.696		10.044	
9	4.5198	7.533	7.533		11.2995	
10	5.022	8.37	8.37		12.555	
11	7.43256		9.2907	11.613375	13.93605	
12	8.16912		10.2114	12.76425	15.3171	
13	8.90568		11.1321	13.915125	16.69815	
14	9.64224		12.0528	15.066	18.0792	
15	10.3788		12.9735	16.216875	19.46025	
16	12.88143		14.3127	17.890875	20.8413	
17	14.08671		15.6519	19.564875	22.22235	
18	15.29199		16.9911	21.238875	23.6034	
19	16.49727		18.3303	22.912875	24.98445	
20	19.6695		19.6695	24.586875	26.3655	
21	21.3435		21.3435	26.260875	27.74655	
22	23.0175		23.0175	27.934875	29.1276	
23	24.6915		24.6915	29.608875	30.50865	
24	26.3655		26.3655	31.282875	31.8897	
25	28.0395		28.0395		33.27075	33.27075
26	29.3787		29.3787		34.77735	34.77735
27	30.7179		30.7179		36.28395	36.28395
28	32.0571		32.0571		37.79055	37.79055
29	33.3963		33.3963		39.29715	39.29715
30	34.7355		34.7355		40.80375	40.80375
31	35.7399		35.7399		42.31035	42.31035
32	36.7443		36.7443		43.81695	43.81695
33	37.7487		37.7487		45.32355	45.32355
34	38.7531		38.7531		46.83015	46.83015
35	39.7575		39.7575		47.709	47.709
36	40.7619		40.7619		47.709	47.709
37	41.7663		41.7663		47.709	47.709
38	42.7707		42.7707		47.709	47.709
39	43.7751		43.7751		47.709	47.709
40	44.7795		44.7795		47.709	47.709
41	45.7839		45.7839		47.709	47.709
42	46.7883		46.7883		47.709	47.709
43	47.709		47.709		47.709	47.709
44	47.709		47.709		47.709	47.709
45	47.709		47.709		47.709	47.709

(注 1) () 内は、法第 6 条の 5 の最低保障です。

(注 2) a は、基本給月額であり、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当等（又はこれらに相当する手当）の月額合計額をいいます。

(注 3) 法附則第 6 項から第 8 項まで及び昭和 48 年法律第 30 号附則第 5 項から第 7 項による退職手当の基本額の調整(83.7/100)を含めた計数です。

(注 4) 令和 5 年 4 月 1 日以降、国家公務員の定年引上げに伴い、当分の間、引上げ前の定年年齢以降非違なく退職した職員については、勤続期間を同じくする定年退職者と同様の支給率となります。

(7) 退職手当に係る税金

退職所得は、原則として、他の所得と分離して所得税額を計算します（分離課税）。

退職の際（退職手当の支払いを受ける時まで）に「退職所得の受給に関する申告書」を退職手当の支払者に提出した場合には、退職手当額に応じた「課税退職所得金額」に応じて、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄の算式により計算した額（1円未満端数切捨て）が、退職手当額から源泉徴収されます。このため、原則として確定申告をする必要はありません。

なお、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない場合には、退職手当額に対して、20.42%の税率を乗じた額が源泉徴収されるため、確定申告により精算することとなります。

< 課税退職所得金額の計算 >

課税退職所得金額 = (退職手当額 - 退職所得控除額) × 1/2 (1,000円未満切捨て)
※国家公務員としての勤続期間が5年以下の場合には、1/2は乗じません。

退職手当額から控除する「退職所得控除額」の計算方法

- ・勤続年数が20年以下の場合（勤続年数については、1年未満の端数は切上げ）
勤続年数 × 40万円（退職所得控除額が80万円未満の場合には、80万円）
- ・勤続年数が20年を超える場合
(勤続年数 - 20) × 70万円 + 800万円

(注) 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」（68頁）を参照

ア 所得税の計算

所得税額 = (課税退職所得金額 × 税率 - 控除額) × 1.021(※) (1円未満切捨て)
(※) 平成25年から2.1%の復興特別所得税が追加課税されています。

【退職所得の源泉徴収税額の速算表】

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額 = ((A) * (B) - (C)) * 102.1%
195万円以下	5%	—	((A) * 5%) * 102.1%
195万円超 330万円以下	10%	97,500円	((A) * 10% - 97,500円) * 102.1%
330万円超 695万円以下	20%	427,500円	((A) * 20% - 427,500円) * 102.1%
695万円超 900万円以下	23%	636,000円	((A) * 23% - 636,000円) * 102.1%
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円	((A) * 33% - 1,536,000円) * 102.1%
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円	((A) * 40% - 2,796,000円) * 102.1%
4,000万円超	45%	4,796,000円	((A) * 45% - 4,796,000円) * 102.1%

例1：勤続38年で退職手当額が2,000万円の場合

退職所得控除額 = (38 - 20) × 70万円 + 800万円 = 2,060万円

課税退職所得金額 = (2,000万円 - 2,060万円) × 1/2 = △30万円 ⇒ 0円

例 2 : 勤続 38 年で退職手当額が 2,500 万円の場合

退職所得控除額 = $(38 - 20) \times 70 \text{万円} + 800 \text{万円} = 2,060 \text{万円}$

課税退職所得金額 = $(2,500 \text{万円} - 2,060 \text{万円}) \times 1/2 = 220 \text{万円}$

所得税額 = $(220 \text{万円} \times 10\% - 97,500 \text{円}) \times 1.021 = 125,072.5 \text{円}$

⇒ 125,072 円 (1 円未満切捨て)

イ 住民税の計算

所得税の場合と同様に、退職手当額から退職所得控除額を差引いた後の金額を求め、その額に 1 / 2 を乗じた額が課税退職所得金額になります。住民税の税率は、課税退職所得金額にかかわらず、一律、市区町村民税 6 %、都道府県民税 4 %ですので、それぞれの税率に基づいて住民税の額を計算 (100 円未満は、それぞれ切捨て) します。

例 1 : 退職手当額が 2,000 万円の場合

課税退職所得金額が 0 円 ($(2,000 \text{万円} - 2,060 \text{万円}) \times 1/2 = \triangle 30 \text{万円}$

⇒ 0 円) のため住民税は非課税

市区町村民税 = 0 円 $\times$ 6 % = 0 円

都道府県民税 = 0 円 $\times$ 4 % = 0 円

合 計 = 0 円

例 2 : 退職手当額が 2,500 万円の場合

退職所得控除額を差引いた後の金額は $(2,500 \text{万円} - 2,060 \text{万円}) \times 1/2$
= 220 万円

市区町村民税 = 220 万円 $\times$ 6 % = 132,000 円

都道府県民税 = 220 万円 $\times$ 4 % = 88,000 円

合 計 = 22 万円

住

民税は、前年 1 年間の所得を基に年額が決定され、これを 6 月から翌年 5 月までの間に、月割りで徴収することになっています。 3

月 31 日に定年退職する場合には、その年の 4 月分及び 5 月分の住民税を給与から特別徴収できないため、退職手当に課税される所得税及び住民税に併せて、4 月分及び 5 月分の住民税についても、退職手当の支給時に一括して特別徴収されることとなります。

源泉徴収のための退職所得控除額の表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円
2年以下	800	1,800	24年	10,800	11,800
			25年	11,500	12,500
			26年	12,200	13,200
3年	1,200	2,200	27年	12,900	13,900
4年	1,600	2,600	28年	13,600	14,600
5年	2,000	3,000	29年	14,300	15,300
6年	2,400	3,400	30年	15,000	16,000
7年	2,800	3,800	31年	15,700	16,700
8年	3,200	4,200	32年	16,400	17,400
9年	3,600	4,600	33年	17,100	18,100
10年	4,000	5,000	34年	17,800	18,800
11年	4,400	5,400	35年	18,500	19,500
12年	4,800	5,800	36年	19,200	20,200
13年	5,200	6,200	37年	19,900	20,900
14年	5,600	6,600	38年	20,600	21,600
15年	6,000	7,000	39年	21,300	22,300
16年	6,400	7,400	40年	22,000	23,000
17年	6,800	7,800			
18年	7,200	8,200	41年以上	22,000千円に、 勤続年数が40年を超 える1年ごとに700 千円を加算した金額	23,000千円に、 勤続年数が40年を超 える1年ごとに700 千円を加算した金額
19年	7,600	8,600			
20年	8,000	9,000			
21年	8,700	9,700			
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			

(注)

- 「勤続年数」とは、退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいいます（所得税法施行令第69条）。
- 「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接基因して退職したと認められる一定の場合をいいます（所得税法第30条第6項第3号）。
- 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいいます。

(備考)

- 退職所得控除額は、(2)に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行に当てはめて求めます。
この場合、一般退職のときはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、また、障害退職のときはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額です。
- 所得税法第30条第6項第1号（退職所得控除額の計算の特例）に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額です。

退職手当取額計算書

1 退職手当額の算定

(1) 勤続年数

退職（予定）年月	年 月	満 歳	採用年月	年 月
勤続年月数 (a)	年 月			

除算期間

除算対象期間	除算率*	除算年月数 (b)
年 月		年 月
年 月		年 月

* 休職等 1/2、
職員団体専従休職期間等 1/1

勤続年月数(a) - 除算年月数(b) → 手当計算上勤続年数
退職手当法上の勤続期間 = - = 年 (端数切捨て)

税法上の勤続年数 = 勤続年数 → (c) 年 (端数切上げ)

(注) 税法上の勤続年数の扱いとしては、除算年月数(b)のうち、職員団体専従休職期間は全て除算するが、その他の休職等期間は除算せず、全休職等期間を勤続年数として含める。

(2) 退職理由

☐ 定年 ☐ 応募認定 ☐ 自己都合 ☐ その他

(3) 支給割合

(d)

(1)と(2)に基づく「国家公務員退職手当支給割合一覧」(65頁参照)の支給割合

(ピーク時特例が適用される場合)

減額日前日までの勤続期間に応じた支給割合 (e)

(4) 退職日の俸給月額

(f) 円

(定年前早期退職者に対する特例による場合)

早期退職募集制度に応募して認められ、かつ、定年前15年以内、勤続20年以上等の場合

→ (e) × { 1 + 3% × (定年年齢 - 退職時年齢) } = (g) 円

(注) 定年年齢と退職時年齢の差が1年の場合は2%が適用されます。また、一般職給与法の指定職俸給表1号俸相当額以上4号俸相当額未満の者については、1年当たりの割増率2%が、4号俸相当額以上の者については、1年当たりの割増率1%がそれぞれ適用され、6号俸相当額以上の者については不適用となっています。

(ピーク時特例が適用される場合)

特定減額前俸給月額

(h) 円

(5) 調整額

基礎在職期間のうち、その調整月額の高い方から60月分の合計額を加算

円 × 月 + 円 × 月 = (i) 円

【退職手当支給額】

(f) 又は (g) 退職日の俸給月額 (d) 支給割合 (i) 調整額 A 退職手当支給額
 円 × + 円 = 円

(ピーク時特例が適用される場合)

【退職手当支給額】

(h) 特定減額前俸給月額 (e) 減額日前日までの勤続期間に応じた支給割合 (f) 退職日の俸給月額 (d) 支給割合 (e) 減額日前日までの勤続期間に応じた支給割合
(h) (e) (f) (d) (e)
 円 × + 円 × $\left(\text{} - \text{} \right)$
(i) 調整額 A 退職手当支給額
+ 円 = 円

2 退職手当に係る税額

$$\begin{aligned} \text{課税退職所得金額} &= (A \text{ 円} - (\text{ア}) \text{ 万円}) \times 1/2 \\ &= B \text{ 円} \quad (1,000 \text{ 円未満切捨て}) \end{aligned}$$

((ア) の退職所得控除額の計算方法)

税法上の勤続年数(c)が20年超の場合

$$(\text{勤続年数 } \text{} - 20) \times 70 \text{ 万円} + 800 \text{ 万円} = (\text{ア}) \text{ 万円}$$

税法上の勤続年数(c)が20年以下の場合

$$(\text{勤続年数 } \text{}) \times 40 \text{ 万円} = (\text{ア}) \text{ 万円}$$

